

社 団 法 人 豊 科 開 発 公 社 定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人豊科開発公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第 2 条 公社は、事務所を安曇野市豊科南穂高 6 7 8 0 番地に置く。

(目的)

第 3 条 公社は、安曇野市豊科地域の活性化を図り、観光と文化の発展に資するため、都市との交流事業・公共施設の管理運営事業等を行い、もって地域の振興並びに住民の文化向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種講習会等による芸術文化振興事業
- (2) 農業体験等による都市との交流事業
- (3) スポーツの振興及びレクリエーションに関する事業
- (4) 安曇野市が設置する公共施設の管理運営事業
- (5) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要と認める事業

第 2 章 社 員

(社員)

第 5 条 公社の目的に賛同し、加入したのもをもって社員とする。

(加入)

第 6 条 公社に加入を希望するものは、所定の様式による申込書をもって、理事長に申し込まなければならない。

- 2 理事長は前項の申し込みがあったときは、これを理事会にはかり、理事会が加入の可否を決定するものとする。
- 3 理事長は前項の決定があったときは、その旨を申込者に通知しなければならない。

(出資金)

第 7 条 社員は、出資金を示された期限までに払い込むものとする。

- 2 出資金の額は、5 万円以上とし、全額を一時に払い込まなければならない。
- 3 前条第 3 項に規定する申込者が、理事長の定める期限内に出資金の払い込みをしないときは、当該加入の承認は効力を失う。

(失格)

第 8 条 社員は、次の各号の一に該当するときは、社員としての資格を失う。

- (1) 脱退を申し出たとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 破産の宣告をうけたとき

(脱退)

第 9 条 社員が脱退しようとするときは、書面をもってその旨を理事長に届け出なければならない。

(除名)

第10条 社員が、次の各号の一に該当するときは、総会にはかつて除名することができる。この場合において、理事長は、当該社員にその旨を通知しなければならない。

- (1) 社員の名誉をき損し、または社員として体面を汚す行為があったとき
- (2) 社員の定款に違反し、またはこれに準ずる行為があったとき
(出資金の返還)

第11条 社員は、その資格を失った場合、その他いかなる場合においても出資金の返還を請求することはできない。

第3章 役員及び事務局

(役員)

第12条 会社に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 理 事 長 | 1 人 |
| 専務理事 | 1 人 |
| 常務理事 | 1 人 |
| 理 事 | 1 2 人以内 (理事長、専務理事、常務理事を含む。) |
| 監 事 | 3 人以内 |

(役員を選出)

第13条 理事は、社員（法人にあってはその役職員）及び学識経験者のうちから総会の議決により選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は理事の互選とする。
- 3 監事は、社員及び学識経験者のうちから総会の議決により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、公社を代表する。

- 2 専務理事は、理事長の命を受けて会務を統括するとともに、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、公社の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、重要事項を処理する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 社員である法人の代表者又は役職員の資格において、公社の理事又は監事に就任された者は、その者が当該法人の代表者若しくは役職員の職を退き、又はその法人が公社の社員たる資格を失ったときは、公社の理事又は監事を退任するものとする。

(役員解任)

第16条 役員解任については、第10条の規定を準用する。

(役員報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第18条 公社に事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局の事務分掌及び職員に関する事項は、理事長が別に定める。

第4章 顧問

第19条 公社に、理事会の承認を得て、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、重要事項について理事長の諮問に応ずるものとする。

第5章 会議

第1節 総会

(総会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎会計年度終了後2カ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 総社員の3分の1以上又は監事から会議の目的となる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第21条 総会は、理事長が招集する。

- 2 総会は、総会を開催する日の少なくとも5日前までに、その日時、場所及び会議の目的である事項を明記した書面をもって、社員に通知して招集しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(総会の定足数)

第22条 総会は、総社員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、理事長をもってあてる。

(表決)

第24条 総会の議事は、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び公社の解散は、総社員の3分の2以上の出席を要し、4分の3以上の多数による議決を必要とする。

- 2 前項の表決権は、出席社員について各1個とする。

(欠席者の表決)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項のみ、社員である代理人に委任し、又は書面で表決権を行使することができる。この場合においては、総会に出席したものとみなす。

- 2 前項の規定により表決権の行使を委任した社員は、当該委任状を理事長に提出しなければならない。

(付議事項)

第26条 この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。

- (1) 事業計画の承認
- (2) 収支予算及び収支決算の承認
- (3) 役員解任
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載し、議長及び議長の指名する出席社員2名が署名押印して保存するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 社員数
- (3) 出席社員
- (4) 議案
- (5) 議事の経過
- (6) 議決した事項及び賛否数

第2節 理事会

(理事会)

第28条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上から請求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の付議事項)

第29条 理事会には、次に掲げる事項を付議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) この定款に定める事項
- (3) その他理事長の付議した事項

(総会の規定の準用)

第30条 第21条第2項、第22条、第23条、第24条、第25条及び第27条の規定は、理事会について準用する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 会社の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 出資金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 補助金、その他の収入

(資産の種類)

第32条 会社の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種にわけらる。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産で構成され、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得た場合に限り、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

- (1) 別紙財産目録中、基本財産として記載される財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成される。

(経費の支弁)

第33条 会社の経費は、運用財産をもって支弁される。

(資産の管理者及びその方法)

第34条 会社の資産は、理事長がこれを管理する。

2 資産の管理方法は、理事会の決議によりこれを定める。

(現金の保管)

第35条 資産のうち現金は、安曇野市豊科に所在する確実な金融機関に預け入れて保管しなければならない。

(剰余金の処分)

第36条 毎会計年度末の決算において剰余金を生じたときは、総会の決議によりその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、若しくは翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第37条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

第38条 歳入歳出決算は、毎会計年度終了後直ちに、次に掲げる書類とともに、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 事業報告書

第39条 前条の書類は、総会の承認を得た後事務所に備え付けて置かななければならない。

2 社員は、執務時間中いつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て、これを変更することができる。

(解散)

第41条 会社は、次の各号に掲げる事由により解散するものとする。

- (1) 総会の議決
- (2) 主務官庁の設立許可の取消し
- (3) 破産

(清算人)

第42条 公社が解散したときは、総会で清算人を定める。

(残余財産の処分)

第43条 公社が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、公社と類似の目的を持つ他の団体又は安曇野市に寄附するものとする。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則

2. この定款は、平成元年3月7日から施行する。

附 則

3. この定款は、平成5年6月14日から施行する。

附 則

4. この定款は、平成18年3月10日から施行する。